

## 【イギリス】EU 離脱法案

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2017年7月13日、欧州連合（EU）離脱時の法的安定性を保つ目的で EU 離脱法案が下院に提出された。同法案の概要を紹介する。

### 1 背景

2017年3月29日、テリーザ・メイ（Theresa May）首相が、「EU 離脱通知法」（European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017, c.9）（本誌 271-1号（2017年4月）pp.10-11 参照）に基づき EU への離脱通知に署名したことで、イギリスは EU との離脱交渉を開始することとなった。離脱交渉は、7月17日から8月31日までに3回行われており、2019年3月末に予定される離脱期限日まで継続される。2017年7月13日、EU 離脱時の法的安定性を保つための「EU 離脱法案」（European Union (Withdrawal) Bill）（注1）が下院に提出された。これは EU 離脱後のイギリスの法体系に関わる重要な法案で、離脱通知の翌3月30日に公表された白書「EU 離脱に向けた法整備」（本誌 271-2号（2017年5月）p.28 参照）で大綱が示され、6月21日に行われた女王演説で、今会期提出予定の法案として EU 離脱関連法8件のうち筆頭に挙げられていたものである（本誌 272-2号（2017年8月）pp.6-7 参照）（注2）。同法案は、9月7日に、下院で審議が開始された（注3）。

### 2 法案の主な内容

この法案は、全19か条及び9の附則から成る。主な内容は以下のとおりである。

#### (1) 1972年欧州共同体法の廃止

第1条は、「1972年欧州共同体法」（European Communities Act 1972, c.68）を EU からの離脱日に廃止すると規定する。同法は、イギリスの EU 加盟の根拠法であり、EU 法（注4）がイギリスの国内法に優越することを定めている。EU 法がイギリスで効力を持つために必要な法律で、いわば EU 法とイギリス国内法のパイプ役を果たしてきた。同法の廃止によって、国内法に対する EU 法の優位性と、イギリスにおける EU 法の効力が失われることとなる。

#### (2) EU 法の保持

第2条から第6条までは、英国内で効力を有する EU 法を保持（retention）するための規定である。これは、第1条によって膨大な数の EU 法の効力が失われ、法体系に空白ができる事態を防ぐための過渡的な措置である。まず、第2条は、1972年欧州共同体法に基づき EU 指令を国内法化したものの効力を保持すると規定する。第3条では、EU 規則を、国内法に置き換えると規定する。下院議会図書館の解説資料によれば、EU 指令は約7,900件、EU 規則は12,000件以上あるとされ、これら全てを2年間の交渉期間内に、イギリス独自の法律として作り直すことは不可能であるため、過渡的な措置として、EU 法をそのまま国

内法として読み替えるという手法を採ると説明されている（注5）。

第7条は、第2条等の規定によって「保持されたEU法」に関して、必要な改廃を行うために委任立法（Statutory Instruments）を制定する権限を国務大臣に与えると規定する。

### (3) その他の規定

第10条と第11条は、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの各議会に委譲された権限に関する規定である。これまでは社会福祉や教育等の特定の分野に関しては、EU法に違反しない範囲で各議会に権限が委譲されていたが、離脱日以降は、「保持されたEU法」の適用を受けると規定する。また、各議会は、「保持されたEU法」を改廃する権限を持たないと定められている。

## 3 法案に対する評価

1972年欧州共同体法の廃止とEU法から国内法への置き換えについては、EU離脱に際して不可欠との評価が大勢を占めている。議論となっているのは主に2点である。

1つは、国務大臣が委任立法によって「保持されたEU法」を改廃できるという点である。下院憲法委員会や複数の専門家からも、現在制定されている委任立法に比して同法案に基づく委任立法は影響範囲が広く、各国務大臣の権限、ひいては政府の裁量によるところが多くなるため、議会主権の原則が脅かされる可能性が指摘されている（注6）。なお、委任立法の制定には議会の承認を得る必要があるが、議会で否決されることはまれで、そのまま承認することが通例となっている。そのため、野党は、政府の権限が強化され、議会が軽視されることに反対しており、同法案の審議でもこの点を強く批判している。

もう1つは、権限委譲についてである。スコットランドとウェールズの首相は、7月13日に法案に反対する共同声明を出している（注7）。その中で、第10条、第11条により、現在各議会が所掌している分野についても英国議会が権限を掌握することになるため、該当規定を修正しない限り賛成できないと述べている。専門家は、この点についても、法的安定性を保つための法案との政府の説明からは程遠いとして批判的であり、法案によって政府に授けられる権限は不明瞭で広範なものであると指摘している（注8）。

注（インターネット情報は2017年9月11日現在である。）

- (1) House of Commons, “European Union (Withdrawal) Bill,” 2017.7.13. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2017-2019/0005/18005.pdf>>
- (2) 法案は、「大廃止法案」(Great Repeal Bill)や「廃止法案」(Repeal Bill)とも通称される。
- (3) 9月12日、下院の実質審議が開始される第2読会において最初の採決が行われ、法案は賛成多数で可決された。今後下院の委員会に回付され、詳細な審議が行われる。
- (4) EU法は、EUの基本条約とそれに基づきEUの機関が採択する法令（EU加盟国に直接の法的効力を持つ「規則」(Regulation)や別途国内法化が必要な「指令」(Directive)など)の総称である。
- (5) Jack Simon Caird et al., “European Union (Withdrawal) Bill,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.8079, 1 September 2017, p.6. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8079/CBP-8079.pdf>>
- (6) Mark Elliott, “1,000 Words/ the EU (Withdrawal) Bill,” *Public Law for Everyone*, 2017.7.14. <<https://publiclawforeveryone.com/2017/07/14/1000-words-the-eu-withdrawal-bill/>>
- (7) The Welsh Government, “Joint statement from First Ministers of Wales and Scotland in reaction to the EU (Withdrawal) Bill,” 2017.7.13. <<http://gov.wales/newsroom/firstminister/2017/170713-joint-statement-from-first-ministers-of-wales-and-scotland/?lang=en>>
- (8) Mark Elliott, *op.cit.*(6)